

覚書

契約の合意解約

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で 年 月 日付で締結した 〇〇〇〇契約書（以下「原契約」という。）を合意により解約することに関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（合意解約）

甲及び乙は、原契約を 年 月 日（以下「解約日」という。）をもって合意により解約する。

2 原契約に定める解約予告の期間及び中途解約に関する定めは、前項の解約には適用しない。

第2条（解約日までの業務及び報酬）

乙は、解約日までの間、原契約に従って業務を遂行する。

2 甲は、解約日までの業務に係る報酬のうち未払いのもの（ 年 月分の月額報酬 金 円及びこれに対する消費税等を含む。）を、原契約に定める支払条件に従って乙に支払う。

第3条（資料等の返還）

甲及び乙は、解約日から 日以内に、原契約に基づき相手方から受領した資料、データその他の物（複製物を含む。）を相手方に返還し、又は相手方の指示に従って廃棄若しくは消去する。

2 前項により廃棄又は消去したときは、相手方の求めに応じ、その旨を書面（電磁的方法を含む。）で報告する。

第4条（存続条項）

原契約第 条（秘密保持）、第 条（損害賠償）及び第 条（合意管轄）の規定は、原契約の解約後もなお効力を有する。

第5条（清算）

甲及び乙は、原契約及び本覚書に関し、本覚書に定めるもの及び前条により効力を有する原契約の規定に基づくもののほか、相互に何らの債権債務がないことを確認する。

第6条（原契約との関係）

本覚書に定めのない事項については、原契約の定め（第4条により効力を有する規定を含む。）による。

2 本覚書の定めと原契約の定めとが矛盾し、又は抵触するときは、本覚書の定めが優先する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印